

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 4 2 3

2022年(令和4年)5月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

自由同和会第37回全国大会

- 日 時/令和4年5月27日(金) 午後2時~4時
- 場 所/自由民主党本部 8階 大ホール(東京都千代田区永田町1-11-23)

- 記念講演 テーマ「性的マイノリティとは」
—LGBT理解増進法の必要性について—
- ・ 講 師/(一社)LGBT理解増進会 代表理事 繁内幸治
- ・ 参加費/3,000円(資料代含む)
- 新型コロナウイルス感染状況によっては、開催を中止する場合があります。予めご了承下さい。

2022(令和4)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪市回答 (422号の続き)

2-(15) 旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

都市整備局 住宅部 建設課

市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在し、また、高齢化の進行によるコミュニティの沈滞化なども重要な課題となっており、今後10年間を計画期間とする「大阪市営住宅ストック総合活用計画」を令和3(2021)年3月に策定したところ。

計画では、建替えを基本に、耐震改修や全面的改善などの手法を活用し、市営住宅ストックの計画的な更新を進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしております。

さらに、建替余地を活用して良質な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々へ支持される「市民住宅」の実現に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

2-(16) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

教育委員会事務局 総務部 教育政策課
教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当
教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当

令和3(2021)年度の「全国学力・学習状況調査」の結果、本市の平均正答率の対全国比について、とりわけ小学校国語においては、令和元(2019)年度と比べて大きく伸びが見られました。平均無解答率については、小中学校ともに令和元(2019)年度と比べ改善が見られました。しかしながら、全ての教科において依然として全国との差があり、引き続き改善に向けて取り組みを進めていく必要があると考えております。

全市の進路状況につきましては、高等学校等への進学率はここ数年高い率で安定しておりますが、進学後の中退者等の問題は依然として課題があります。

これらの課題を克服するため、基礎学力、論理的思考能力を習得し、さまざまな情報をもとに自分自身で考え、自己の判断と責任のもとに国際社会において力強く生きていける人間をはぐくむことに努めているところです。

また、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図るなど、計画的・継続的な進路指導の充実にも努めてまいります。

高等学校では、中学校との連携を深めるとともに、中学生が「入りたい」と思える学校となるよう、多様な選択科目を設定するなど、特色ある学校づくりを進めています。また、入学後のガイダンス機能やスクールカウンセラー等の外部人材との連携した支援を充実させるとともに、系統的な進路指導やキャリア教育の充実にも努め、生徒の自己実現を図ってまいりたいと考えております。

2-(17) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもへの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようになっているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。

また、「ヤングケアラー」の問題ですが、早期発見・支援が重要だと思われるが、相談体制は構築されているのか、また子ども達への学習の中にも介護などを学べる機会を作っていただきたい。

子ども青少年局 子ども家庭課 ひとり親等支援グループ・中央子ども相談センター
教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当

新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況につきましては、各区に配置するひとり親家庭サポーターによる相談支援において一定数受付しているところですが、その他の就業相談を含めた相談件数としましては、概ね半年並みとなっているところです。

また、母子・父子福祉センター大阪市立愛光会館内に設置する、ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいてもその傾向については同様となっているところです。

働くひとり親家庭への支援制度の新設や改正の進捗状況としましては、職業能力の開発の講座費用や修業期間中の生活支援のため、「ひとり親家庭自立支援給付金事業」を実施しておりますが、その中でも、看護師、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の安定を図るため、給付金を支給する「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等」については、平成30(2018)年度より国制度では市町村民税課税世帯は70,500円、非課税世帯は100,000円(最終学年は4万円加算)とされている基準に対し、市独自で上乘せして年次を問わず非課税世帯は月141,000円に拡充しています。制度利用者数としては拡充に伴い増加しており就職に役立つ資格取得に対する支援が出来ていると考えているところです。

また、保育所等の入所選考につきまして、就労されているひとり親家庭については選考に使用する保育利用調整基準の点数をより高く設定しておりますが、平成30(2018)年度より、就学されているひとり親家庭についても保育利用調整基準の点数をより高く設定しております。

加えて、ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格取得のため、養成機関の入学をめざして

専門学校等受験対策講座を受講する場合、受講費用の全額(上限あり)を支給する「ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金」を平成30(2018)年度より実施しています。さらに、一時保育が必要なひとり親に対応するため、母子・父子福祉センター「愛光会館」において、(准)看護師資格取得の養成機関への入学するための受験対策講座を実施しており、令和3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みてオンライン講座を実施しています。

本市では「24時間子どもSOSダイヤル」をはじめ、子どもが相談できる様々な窓口を設けております。また、普段から子どもと接している学校現場においては、学級担任以外にも様々な教職員等が適切に対応していけるよう相談体制の充実を図っているところです。

今後も、ヤングケアラーの早期発見・支援に向け、家族や家庭のことについても相談できることを周知してまいります。

また、各校においては、車いす体験や救護体験など、実情に合わせた介護・福祉の体験学習に取り組んでいるところです。

2-(18) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVや児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。

また、児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月からの親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜査の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りないのが現状と言われているが、どのように取り組まれているか明らかにされたい。

また、令和2年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。

子ども青少年局 子ども相談センター・子育て支援部 子ども家庭課
市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課

大阪市における児童虐待にかかる相談・通告の件数は依然として高い数値で推移しておりますが、これは虐待防止への意識が広がり通告が増えていることに加えてDVによる心理的虐待の通告が増えていることが大きな要因であると考えております。令和2(2020)年度の、大阪市子ども相談センター、南部子ども相談センターでの虐待対応件数は前年度比284件減の6,239件でした。この件数の減少について、はっきりしたことはわかりません。虐待が潜在化・重症化してしまうことがないよう、関係機関と連携を取って個々の事案に対して丁寧な対応に努めているところです。

DV相談については、定期的に相談件数等を把握しており、令和2(2020)年度の配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉センター、女性総合相談センターの相談件数は、令和元(2019)年度と比較して約3割増加しました。令和3(2021)年度上半期における相談件数は、令和2(2020)年度の同時期と比較すると約1割減少していますが、依然として高い数値にあるところです。

児童虐待対策については、これまで子ども相談センター(児童相談所)と各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生子防、早期発見・早期対応に取り組んでいるところですが、要保護児童をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えております。

子ども相談センター(児童相談所)では「大阪市児童虐待ホットライン」を設置し、24時間365日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見・早期対応とその後の支援に繋がる体制を整えています。加えて、施設等から家庭引取りとなる児童の家庭復帰支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。

なお、令和元(2019)年度に、子ども相談センターに常勤の弁護士を配置しており、令和3(2021)年度に新たに1名増員しました。児童の命・安全を守るために必要な法的対応を検討し実施してまいります。

また、増加する児童虐待相談に迅速に対応できるよう、平成28(2016)年10月2か所目の児童相談所を市内南部(平野区)に開設し、令和3(2021)年4月1日に3か所目の児童相談所を市内北部(東淀川区)に開設しました。現在は令和8(2026)年度中の開設に向け、市内東部(鶴見区)に4か所目の児童相談所の設置を進めています。

子ども相談センターの職員体制について、今後、児童福祉法の配置標準をもとに、児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員を大幅に増員してまいります。実務経験を通して丁寧に相談援助技術を教え、専門性を育てていく必要があるため、複数年度にわたり計画的な採用を行い、増員を行う計画です。

また、各区においては、区要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るよう取り組むとともに、こどもに関わる機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする児童虐待事例に適切に対応できるよう支援体制の強化をすすめています。さらに、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊婦、子育て中の保護者に対する相談窓口の周知を行うとともに、地域住民やこどもに関わる関係機関

など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。

大阪府警とは平成 29(2017)年2月に情報提供に関する協定書を締結し、虐待再発防止に向けて情報共有を行っており、令和3(2021)年度からは市内3か所のこども相談センターが受理した児童虐待事案にかかる通告情報の全件共有を行っています。また、大阪府とは、令和元(2019)年度より大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」に市長が副座長として参画し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいます。

2-(19) SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。

匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を市民や教育現場でも周知されるよう対策を講じられたい。

市民局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) インターネット上で増加している差別書き込みについては、差別を助長・誘発するものであり、また、多くの人の心を傷つけるものであり断じて許されないものであると認識しています。

これまで、インターネット上の差別事象については、大阪府等とも連携し、プロバイダ等に対する削除を法務局に要請してきましたが、現在は状況を踏まえてプロバイダに対して本市から直接、削除依頼を行っています。

しかしながら、削除するか否かはプロバイダ等の任意に委ねられているなど地方自治体による対応には限界があり、国における対応が必要であると考えています。

本市におきましては、引き続き、大阪府や府下市町村とともに、国に対して差別行為を防止するための法的措置を含む実効性のある対策を求めていきます。

また、インターネット上の人権問題について本市のホームページに掲載するほか、大阪市人権情報誌「KOKORO ねっと」において、インターネットによる誹謗中傷をテーマとして取り上げるなど市民への啓発に努めています。

教育委員会として、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができる相談体制の充実に努めております。校内においては、令和3(2021)年10月より、1人1台端末を利用して、教職員に相談を申し出るための「相談申告機能」を導入いたしました。また、校外においては、大阪市立小学校・中学校・高等学校に通う児童生徒を対象に「LINE」による相談窓口を設置し、週1回の定期開設日に加えて、長期休業日明け前後1週間についても対応しております。

近年、スマートフォンや携帯電話等が子どもたちの身近な持ち物となっており、迅速な情報収集や情報共有が可能である反面、いじめ等の問題も発生していることから、スマートフォン等の使用に際しては、子どもたちに正しい知識を身に付けさせ、子どもたちの人権意識を向上させることが重要であると認識しております。

このような状況を踏まえ、子どもたち自身でインターネットの適切な使い方を考える機会とするため、令和2(2020)年度より「大阪市スマホサミット」を実施しております。各教育ブロックの中学校生徒会代表が参加し、自校の取組を発表することにより、適切な使い方について議論を深め、その内容を市内の学校に展開することで、各校の取組推進に努めております。あわせて、令和3(2021)年度のサミットにおいては、小学生児童会代表と中学校生徒会代表の提言により、人間関係、時間、危険の3観点に係る「ネットスローガン」を策定し、各校へ周知することといたしました。

今後も、インターネットを利用する際に守るべきルールやマナーをはじめ、正しく安全にインターネットを利用できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実に努めてまいります。

2-(20) ILO 第 111 号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止する ILO190 号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

国に対しては、雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するため ILO 第 111 号条約の批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるよう、厚生労働省に、「雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためILO 第111 号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めてください。また、現在、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身または社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください」という要望を、大阪府や大阪府市長会等と連携し、要望しています。また、ILO 第 190 号条約については、今後の国の動向を注視してまいります。

2-(21) 「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年施行され8年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。

こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当
教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導)

本市においては、「いじめ防止対策推進法」第 12 条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定しております。令和3(2021)年4月には、いじめによる重大事態に関し、専門性を持った第三者による速やかな調査を可能とするため、第三者委員会を常設の機関として設置することとし、「大阪市いじめ対策基本方針」の一部を改正いたしました。

各校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見、及びいじめへの対応について、基本的な考え方や具体的な対応等を進める体制について定めております。

令和2(2020)年度より、「大阪市いじめ対策基本方針」についての e ラーニング研修を全教職員に実施し、全教職員のいじめ対応に係る理解をより一層深めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」の確認及び見直しを各学校に指示しております。今後もいじめ対応について、全教職員が「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先した対策を進めるよう、引き続き各校への指導を徹底してまいります。

また、平成 29(2017)年度より、5月の大型連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、児童生徒及び教職員がいじめについて考える機会とし、いじめ未然防止の取組を各校の実情に応じて進めております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和2(2020)年度より、「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーとして、令和元(2019)年度より 15 名増員し、全市 24 行政区すべてに学校数に応じて1～2名を配置しております。

学校におけるいじめ対策のための組織にスクールソーシャルワーカーが入り、福祉的な視点を取り入れながら、アセスメントから指導・支援のプランニング、実行へとつなげ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に引き続き努めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校、児童虐待等の早期発見・早期対応を図るため、こころの専門家である公認心理師等を令和3(2021)年度におきましては、中学校 129校に配置するとともに、小学校 222 校へも派遣し、拡充を図っております。

また、各学校におきまして重大事態が発生した時には、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを速やかに派遣し、児童・生徒にとって適切な相談・支援を行っております。さらに、関係諸機関と連携・協力体制の充実に努めながら、こども及び保護者のこころのケアに努めているところでございます。

2-(22) 日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金度の成績劣項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望していく。

大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当

日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事業につきましては、対象者の拡大、給付の増額等、一層の事業の充実を図るよう、指定都市教育委員会協議会を通じ、国に対して要望してまいります。

2-(23) 学校における性的マイノリティについて、平成 28 年 4 月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が通知されていますが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。

教育委員会事務局 指導部 人権・国際理解教育グループ

教育委員会では、文部科学省のリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)や「『性はグラデーション』大阪市淀川区・阿倍野区・都島区 3区合同ハンドブック」などを全校に配布するとともに、性の多様性に関する教職員研修を毎年実施しております。これを踏まえ各学校においては、当事者である児童生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応に努めているところです。

また、平成 29(2017)年 10 月には、全市小中学校・高等学校に対して、LGBT 等、性の多様性に関する調査を行いました。調査結果をまとめ、各学校に周知するとともに、LGBT 等、性の多様性に関して配慮の必要な児童生徒が学級に必ず在籍しているという認識の下に、各学校の実情に応じた取組を進めるよう指示しました。

さらに、令和2(2020)年 10 月には、教職員向けに人権教育の年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育 個別課題の実践デザイン～LGBT 編～」を作成しました。多様な性や相談体制・環境づくりについての解説と、児童生徒の実態に応じた実践事例を掲載し、すべての学校園で工夫しながら、具体的に授業を進められるよう示しております。

今後も、教職員が性についての悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるために、性の多様性について正しい知識と理解を深められるよう、研修を実施してまいります。また、各校における相談体制の充実を図るため、管理職・担任・養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等が組織的に支援にあたるとともに、個別の相談があった場合には、個々の児童生徒や保護者の気持ちを丁寧に聞き取り、柔軟な対応を行うよう、はたらきかけてまいります。

2-(24) 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考え、道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 第2教育ブロック担当

教育委員会事務局 指導部 人権・国際理解教育グループ

本市では学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として「特別の教科 道徳」が、平成 30(2018)年度より小学校で、平成 31(2019)年度より中学校で実施されております。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しています。

学習指導要領の改訂にともなう、いじめ問題への対応の充実や、発達段階をより一層踏まえた体系的なものに改善し、小学校においては、第 1・2 学年に「個性の伸長」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」を、第 3・4 学年に「相互理解・寛容」、「公平、公正、社会正義」、「国際理解、国際親善」を、第 5・6 学年には「よりよく生きる喜び」の内容項目が追加されました。それを踏まえ、子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性をはぐむことを基本としながら、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。

道徳的諸価値として示されている内容項目には、多様なものの見方、差別や偏見のない社会の実現、国際理解、生命の尊重などが掲げられており、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について」[第3次とりまとめ]に示されている内容と多くの共通点もっています。道徳教育と同じく、人権教育も教育活動全体を通じて行うものであることから、道徳科の指導にあたっては人権尊重の精神を基盤として行うべきものと認識しております。

いじめを人権侵害ととらえ、児童生徒が相互に人権を尊重する態度を身につけられるよう、今後も総合的・体系的な人権教育の推進に努めてまいります。

2-(25) 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に組み込まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

市民局 区政支援室 地域力担当

貴団体のご指摘のとおり、各区は地域の実情をきめ細やかに把握し、各局と連携を図りながら、施策に反映させていく必要があると認識しております。

市民局区政支援室は、各区、各局の連携が円滑に進み、各区がよりよい施策を講じることができるように、区長会議における区と局との議論を促していくなど、区長会議と密に連携を図りながら進めてまいります。